

令和3年度前橋市IT化推進補助金交付要項

令和3年4月1日から適用

令和3年8月26日改正

<p>取扱担当課 前橋市役所産業政策課（前橋市役所 本庁舎 12階） 電話 027-898-6983（直通） 027-224-1111 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市内の事業者がハードウェアやソフトウェアの購入、更新、開発等に要した経費の一部を補助することにより、本市の産業の活性化を図ることを目的とします。
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者 2 事業所 事業者が自らの事業の活動場所として使用し、他社に賃貸する目的以外の建物等 3 進出企業 本市の工業専用地域、工業地域若しくは前橋都市計画亀里地区計画の地域又は平成26年3月31日に解散した前橋工業団地造成組合が造成した造成地内（住宅団地の用に供するものを除きます。以下この項において同じ。）若しくは群馬県企業局が造成した造成地内に2,000平方メートルを超える土地を取得し、又は賃借し、自ら事業活動を行おうとする企業
補助事業者	<p>次のいずれにも該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年度から令和2年度に前橋市IT化推進補助金を採択されていないもの 2 市内で1年以上継続して業を営みその業による収益を得ているもの又は進出企業 3 市税を完納しているもの <p>ただし、次に掲げる業種の事業者を除きます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの (2) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が公示した日本標準産業分類をいいます。）のうち、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ア A-農業、林業 イ B-漁業 ウ F-電気・ガス・熱供給・水道業 エ G-情報通信業のうち中分類39（情報サービス業）、中分類40（インターネット付随サービス業）I（卸売業、小売業）のうち電気事務機械器具小売業（中古品を除く）（5932） オ O-教育、学習支援業のうち、中分類81-学校教育

	<p>カ P－医療、福祉</p> <p>キ R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類93－政治・経済・文化団体、94－宗教、95－その他サービス業、96－外国公務</p> <p>ク S－公務（他に分類されるものを除きます。）</p>
<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 対象事業</p> <p>次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>(1) 市内の事業所において、補助対象経費について他の補助を受けない事業</p> <p>(2) 補助対象事業費が30万円以上の事業（小規模企業者にあつては、10万円以上の事業）</p> <p>(3) 令和4年3月31日までに完了する事業</p> <p>ただし、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(4) 物品の購入、開発委託等は原則として*市内業者（家電量販店を含む。）へ発注する事業</p> <p>※市内業者へ発注できない場合は、申請時に理由書(様式第9号)を添付すること。</p> <p>また、次のいずれかに該当する事業</p> <p>(1) 事業用のハードウェア（パソコン、タブレット、サーバー、ハードディスク、プリンタ、スキャナ、レジスター、ファクシミリ、複合機、プロジェクタ、キャッシュレス端末のみ（スマートフォンは除く。))の購入</p> <p>(2) 事業用のソフトウェア（会計ソフト、CADソフト、ウィルス対策ソフト、POSシステム、HP作成、マイクロソフトオフィス等）の購入及び開発（ライセンス契約含む。）</p> <p>(3) その他、IT導入にかかる事業で、本事業により直接的に申請者の生産性、効率性、又は利便性の向上が見込めるものとして市長が認める事業</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 開発費</p> <p>補助事業の実施に必要なソフトウェアの開発費</p> <p>(2) 設備費</p> <p>補助金の交付対象となる事業の実施に必要な物品の購入、据付等に必要な経費</p> <p>(3) 工事費</p> <p>補助金の交付対象となる事業の実施に不可欠な工事費、導入に伴う教育・操作指導にかかる経費</p> <p>(4) その他の経費</p> <p>補助金の交付対象となる事業を行うために直接必要なその他の経費（工事負担金等）</p> <p>※ 補助対象とならない経費</p> <p>(1) 補助金申請以前に着手したものに係る経費</p> <p>(2) 補助金申請以前に実施した設計に係る経費</p> <p>(3) リースによる物件の取得に係る経費</p>

	<p>(4) 中古設備に係る経費 (5) 消費税等の公租公課 ※ 申請者が自ら設備を施工する場合の補助対象経費は、必要な物品購入（工事に係るものを含みます。）に係る経費のみ</p>
<p>交付金額</p>	<p>予算の範囲内で、補助対象経費の5分の1（小規模企業者にあつては、2分の1）以内、補助金の通常上限額は20万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p> <p>ただし、前橋市事業所税納付事業者については、納税額（交付申請時における直近の税額。また、前橋市企業立地促進条例施行規則で定める事業促進助成金又は前橋市事業拡張サポート補助金に関する要綱で定める事業促進補助金の交付を受ける事業者で、交付額の算定基礎となる事業所税額が、本補助金（IT化推進補助金）で対象となる事業所税額と重複する場合は、納税額から重複額を除いた額。）と10万円を比較して少ない金額を交付額に加算できる（ただし、令和2年度前橋市設備投資促進補助金及びIT化推進補助金で当該期間分の加算を受けた場合を除く。）こととし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。</p> <p>また、事業所税加算後の交付額は補助対象経費を上限とします。</p> <p>なお、交付決定後の計画変更等で補助対象経費が増額した場合でも、交付決定額を補助の上限とします。</p>
<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 この補助金の利用は、1事業者につき本補助金又は令和3年度前橋市設備投資促進補助金のいずれか1回です。 2 複数拠点に対する補助事業は対象外となります。 3 各期における申請金額の合計が予算額を上回った場合には、抽選により交付決定者を選定します。 4 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 5 補助対象経費の支払は、現金、現金振込又は自らが振り出した小切手若しくは約束手形で支払うこととし、令和4年3月31日までに決済を終え、補助対象設備の所有権を自らが有することとします。 ただし、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。 クレジットカードでの支払いは、原則として認めていませんが、令和4年3月31日までに全額決済されている（クレジットカード会社からの請求に対し、申請者の預金口座から引き落とされている）場合には使用可能とします。 6 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」といいます。）に該当しないものとします。 7 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 8 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次の財

		<p>産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が認める期間を経過した場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 機械設備</p> <p>(2) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるもの</p> <p>9 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、本要項及び交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>1 申請時期</p> <p>(1) 第1期 令和3年5月10日から5月14日まで</p> <p>(2) 第2期 令和3年9月6日から9月10日まで</p> <p>下記の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 前橋市IT化推進補助金申請チェックリスト</p> <p>(2) 交付申請書（様式第1号）</p> <p>(3) 補助事業内容説明書（別紙1）</p> <p>(4) 事業費収支予定内訳書（別紙2）</p> <p>(5) 誓約書（様式第2号）</p> <p>(6) 見積書</p> <p>(7) 実施設計書（導入する設備の仕様書）</p> <p>(8) 設置図面（手書き可）</p> <p>(9) 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（完納証明書）（前橋市に資産を有しない場合は、無資産証明書）</p> <p>(10) 前橋市の事業所税納税証明書（該当する場合）</p> <p>(11) 決算書（個人事業主の場合は確定申告書）</p> <p>(12) 理由書（様式第9号）（市内業者へ発注できない場合）</p> <p>(13) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 抽選について</p> <p>各期における申請金額の合計が予算額を上回った場合には、受付期間後に公開抽選を実施します。なお、抽選会場等については、別途ご案内します。</p> <p>(1) 第1期 令和2年5月中</p> <p>(2) 第2期 令和2年9月中</p>	
交付決定の時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>	
実績報告書の提出	<p>1 令和4年3月31日までに事業を完了し、補助事業完了後30日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により</p>	

	<p>報告してください。</p> <p>ただし、市長がやむを得ないと判断する特別の事情があると認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第6号）</p> <p>(2) 事業費収支内訳書（別紙3）</p> <p>(3) 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し（請求書等）</p> <p>(4) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書等）</p> <p>(5) 完成写真</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。</p> <p>補助金交付請求書（様式第8号）</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
対象事業が変更等となった場合の手続	<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書（様式第4号）を提出してください。</p> <p>1 補助対象経費の減額※</p> <p>補助対象経費が30パーセント以上減額する場合</p> <p>2 代表者等の変更</p> <p>代表者及び所在地等が変更する場合</p> <p>3 その他</p> <p>補助事業の目的及び実施方法等について大幅な変更を希望する場合</p> <p>ただし、交付決定通知書により通知した内容の変更を伴わない軽微な変更については申請書の提出は不要となります。</p> <p>※ 補助対象経費が増額する場合は、軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受理した日から15日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p>

様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（様式第1号） 補助事業内容説明書（別紙1） 事業費収支予定内訳書（別紙2） 2 誓約書（様式第2号） 3 交付決定通知書（様式第3号） 4 変更等承認申請書（様式第4号） 5 変更等承認通知書（様式第5号） 6 実績報告書（様式第6号） 事業費収支内訳書（別紙3） 7 補助金額確定通知書（様式第7号） 8 補助金交付請求書（様式第8号） 9 理由書（様式第9号）
----	---------	--

前橋市 I T 化推進補助金申請チェックリスト

名 称		提出 方法	窓口・メール・郵送	受付番号
代表者名				
申請者	受付者	主な確認項目		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○交付申請書（様式第 1 号） ・補助事業の目的及び内容・補助金交付申請額・事業の実施予定期間の記載があるか。 ・押印省略している場合(11)の責任者・担当者の記載があるか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○補助事業内容説明書（別紙 1） ・対象外業種（農業、林業、医療、福祉、情報サービス等）ではないか。 ・業種は正しく記載されているか。 ・市内企業の場合、創業後 1 年以上経過しているか。 ・補助事業実施地は、市内であるか、また 1 拠点であるか。 ・事業所税を加算する場合、令和 2 年度設備投資促進補助金等との重複はないか。 ・販売（委託）業者は市内業者か。→市外業者の場合、様式第 9 号を添付。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○事業費収支予定内訳書（別紙 2） ・見積書の金額と一致しているか。 ・対象外経費は含まれていないか。 ・事業所税を加算する場合、「事業所税納税証明書」が添付されているか。 ※事業促進助成金対象事業者については加算できません。 ・補助対象経費に消費税は含まれていないか。 ・補助対象経費は 30 万円以上（小規模企業者は 10 万円）か。 ・補助交付申請額に誤りはないか （卸売業、小売業、サービス業において、従業員が 5 人以下、製造業その他において、従業員が 20 人以下の事業者は 1/2、それ以外は 1/5。1,000 円未満切り捨て）		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○誓約書（様式第 2 号） ・令和 3 年度前橋市設備投資促進補助金の利用はしていない、またはする予定がない。 ・平成 30 年度から令和 2 年度 I T 化推進補助金に採択されていないか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○見積書 ・日付は、令和 3 年 4 月 1 日以降であるか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○実施設計書（仕様書、カタログ等、HP でも可）		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○設置図面（手書き可） ・1 拠点であるか。導入する機器等の設置場所が記載されているか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（完納証明書） ・申請者名および住所は、申請書と一致しているか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○前橋市の事業所税納税証明書【補助金上限額に加算する場合】		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○理由書【市外業者へ発注または委託する場合】（様式第 9 号） ・市外業者へ発注または委託する理由は適切か。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○決算書（個人事業主の場合は確定申告書） ・事業所得を得ているか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●国等、他の補助金との併用はしていないか。		

市役所使用欄			
受付日	年	月	日
受付者			
備考			

様式第 1 号

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者 所在地
名 称
役 職 名
代表者名

交 付 申 請 書

令和 3 年度前橋市 I T 化推進補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 円

3 事業の実施予定期間 年 月 日から
年 月 日まで

4 添付書類

- (1) 補助事業内容説明書 (別紙 1)
- (2) 事業費収支予定内訳書 (別紙 2)
- (3) 誓約書 (様式第 2 号)
- (4) 見積書
- (5) 実施設計書 (仕様書、カタログ等、HP でも可)
- (6) 設置図面 (手書き可)
- (7) 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類
- (8) 前橋市の事業所税納税証明書【補助金上限額に加算する場合】
- (9) 理由書【市外業者へ発注または委託する場合】 (様式第 9 号)
- (10) 決算書 (個人事業主の場合は確定申告書)
- (11) その他参考となる書類

責任者：	電話番号	—	—
担当者：	電話番号	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

別紙1 補助事業内容説明書

(1) 申請者の概要

企業名			
資本金	円	従業員数	人
業種		主要製品 ・サービス	
創業年月日		法人設立 年月日	
所在地	〒		
補助事業 実施地	〒 前橋市		
電話番号		連絡担当者	

(2) 現有施設の状況

土地	m ²	事務所	m ²	工場	m ²	倉庫	m ²	その他	m ²
----	----------------	-----	----------------	----	----------------	----	----------------	-----	----------------

(3) 補助事業の概要

事業の内容	
設置・更新等の計画 (設置場所・種類・数量等)	

(4) 補助事業の目的・効果（客観的に効果が判断できる記述をしてください。）

--

(5) 販売（委託）業社名等

販売（委託）業者 名	
住所	

※販売（委託）業者が前橋市外の場合、様式第9号をご提出ください。

(6) 事業所税納付額【補助上限金額に加算する事業者のみ】

事業年度	年 月 日～ 年 月 日
納付年月日	年 月 日
事業所税納付額	

別紙 2 事業費収支予定内訳書

事業費 予 定 額	収入区分 ※本補助金を除いて記載		
	項目	金額 (円)	
	収入計		
	支出区分		
	補助対象に○	項目	金額 (円)
		消費税	
	その他		
	支出計		
補助対象経費 (○を付けた項目の合計)			
補助金交付申請額 (①) (上限額 20 万円、千円未満切り捨て)			

※ 事業所税を納付されている場合は下記をご記入ください。

事業所税納付額 (②) (上限 10 万円、千円未満切り捨て)	
加算後補助金交付申請額 (① + ②の金額をご記入ください)	

様式第 2 号

誓 約 書

I T 化推進補助金を申請するにあたり、以下の事項を誓約いたします。

- ① 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
- ② 本補助金における補助対象経費については、国等の補助金申請を行いません。
- ③ 令和 3 年度前橋市設備投資促進補助金については、利用しません。

年 月 日

住 所

企 業 名

役 職 名

代表者名

交付決定通知書

前橋市指令（産）第 号

所在地

法人名

代表者

様

年 月 日付で提出された令和 3 年度前橋市 I T 化推進補助金の
交付申請に対し、下記のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

前橋市長



記

1 補助金交付決定額

円

2 交付条件

- (1) 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応ずることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (3) 補助事業者は、この補助金を交付申請した内容及びこの交付決定による交付条件のほか、前橋市補助金等交付規則（平成 1 0 年前橋市規則第 3 4 号）及び令和 3 年度前橋市 I T 化推進補助金交付要項を遵守し、事業を行わなければなりません。

年 月 日

(宛先) 前橋市長

補助事業者 所在地
名 称
役 職 名
代表者名

変更等承認申請書

年 月 日付け前橋市指令（産）第 号により補助金の交付決定のあつた令和 3 年度前橋市 I T 化推進補助金交付要項の交付申請の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更の理由

3 添付書類

責任者：	電話番号	—	—
担当者：	電話番号	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

様式第5号

変 更 等 承 認 通 知 書

前橋市指令（産）第 号

所在地

法人名

代表者

様

年 月 日付けで提出された令和3年度前橋市IT化推進補助金の
変更等承認申請について、下記のとおり承認したので、通知します。

年 月 日

前橋市長



記

1 変更承認の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更承認の条件

年 月 日

(宛先) 前橋市長

補助事業者 所在地
名 称
役 職 名
代表者名

実 績 報 告 書

年 月 日付け前橋市指令(産)第 号により補助金の交付決定のあった令和3年度前橋市IT化推進補助金の事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助事業の内容

3 添付書類

- (1) 事業費収支内訳書(別紙3)
- (2) 補助対象経費の契約額を証明する書類の写し(請求書、レシート等)
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し(領収書、振込依頼書等)
- (4) 完成写真
- (5) その他参考となる書類

責任者：	電話番号	—	—
担当者：	電話番号	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。

別紙3 事業費収支内訳書

事業費	収入区分 ※本補助金を除いて記載	
	項目	金額 (円)
	収入計	
	支出区分	
補助対象に○	項目	金額 (円)
	消費税	
	その他	
支出計		
補助対象経費 (○を付けた項目の合計)		
補助金交付申請額(①) (上限額20万円、千円未満切り捨て)		

※ 事業所税を納付されている場合は下記をご記入ください。

事業所税納付額(②) (上限10万円、千円未満切り捨て)	
加算後補助金交付申請額 (①+②の金額をご記入ください)	

(2) 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

補助金額確定通知書

前橋市指令（産）第 号

所在地

法人名

代表者

様

年 月 日付けで提出された令和3年度前橋市IT化推進補助金に係る実績報告書について審査し、下記のとおり補助金額を確定したので、通知します。

年 月 日

前橋市長



記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |

年 月 日

(宛先) 前橋市長

申請者 所在地
名 称
役 職 名
代表者名

補 助 金 交 付 請 求 書

令和3年度前橋市IT化推進補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円
- 4 添付書類
交付決定通知書の写し
- 5 振込先金融機関名等

口座名	カナ 漢字
口座番号	銀行・信用金庫 信用組合・農協 1 普通No. 2 当座No. 本・支店

発行責任者及び担当者	
発行責任者：	電話番号
担 当 者：	電話番号

市内企業に発注又は開発委託等ができない場合、本書を添付ください。

様式第9号

年 月 日

申請者 所在地
名 称
役 職 名
代表者名

理 由 書

令和3年度前橋市IT化推進補助金について、以下のとおり市外業者へ発注又は開発委託を行います。

1 発注先又は開発委託先

企業名	
住所	

2 市内業者へ発注又は開発委託等ができない理由

(具体的にご記載ください。)